

第七十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十九号

昭和四十八年六月十三日(水曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村佐四郎君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

理事 天野 公義君

理事 内田 常雄君

理事 越智 伊平君

理事 近藤 鉄雄君

理事 塩崎 潤君

理事 西村 直己君

理事 増岡 博之君

理事 岡田 哲児君

理事 加藤 清二君

理事 佐野 進君

理事 藤田 高敏君

理事 野間 友一君

理事 玉置 一徳君

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

出席政府委員

公正取引委員長 高橋 俊英君

公正取引委員長 吉田 文剛君

公正取引委員長 熊田淳一郎君

公正取引委員長 橋本 利一君

公正取引委員長 森口 八郎君

公正取引委員長 生田 豊朗君

公正取引委員長 森口 八郎君

公正取引委員長 生田 豊朗君

公正取引委員長 生田 豊朗君

公正取引委員長 生田 豊朗君

公正取引委員長 生田 豊朗君

公正取引委員長 生田 豊朗君

公正取引委員長 生田 豊朗君

公正取引委員長 生田 豊朗君

公正取引委員長 生田 豊朗君

商工委員会調査 藤沼 六郎君

委員の異動

六月八日

辞任

玉置 一徳君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

同日

辞任

西村 英一君

山村新治郎君

塚本 三郎君

同日

辞任

玉置 一徳君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

同日

辞任

玉置 一徳君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

同日

辞任

玉置 一徳君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

同日

辞任

玉置 一徳君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

同日

辞任

玉置 一徳君

越智 伊平君

同月十一日

中小企業の経営安定に関する請願(村上弘君紹介)(第六七四三三号)

は本委員会に付託された。

本日(の)会議に付した案件

中小小売商業振興法案(内閣提出第九三三三号)

○浦野委員長

これより会議を開きます。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中曾根通商産業大臣。

○中曾根國務大臣

先般、参議院におきます私の不用意な発言によりまして国会審議に停滯を来たしまして、御迷惑をおかけいたしました。この際、つつしんで遺憾の意を表します。

○浦野委員長

内閣提出、中小小売商業振興法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹村幸雄君。

○竹村委員

流通資本の自由化で、資本金、販売技術に強い外資系小売業が進出してまいりましたら中小小売業に重大な影響を及ぼすのは当然である。また、中小小売業は、百貨店や大型スーパーの進出で重大な打撃を受けているところも少なくないのであります。当然強力な中小小売業の振興をはからなければなりませんけれども、問題はその振興の方針と内容であります。

本法案の第三条の中小小売業者に対する振興指針は、経営の近代化、経営管理の合理化など、近代化、合理化という表現で指針が立てられることになっておられるけれども、近代化、合理化の内容

をお伺いしたいと思っております。これまでの中小企業政策と同じように、近代化、合理化というのは単に規模の拡大を考えているのではないか。大臣にお答え願いたいと思っております。

○中曾根國務大臣

御指摘のような点は確かにあると思っております。中小企業の本質とするところは、その地縁性あるいはお客さまに対する便宜性あるいは商品の専門性というところがある。それがそのセールのポイントであろうと思っております。いたずらに事業規模を拡大するとか、あるいは協業形態をつくるというところのみが近代化というものではないように思っております。この点につきましては、中小企業基本法の精神にとりまして、金融措置あるいは商工会議所や商工会あるいは協同組合等を通ずるいろいろな誘導経営改善措置等々兼ねまして、一つ一つ個別的に具体的に親切的指導をしていくことが大事であるだろうと思っております。

本法におきまして、第五条において、単に事業拡大を目的とした近代化のみならず、金融措置等については一般の中小企業にもそれを及ぼすように法文上もなっております。御趣旨を体して、大いに個別的企業の振興あるいは経営改善等のために今後努力いたしたいと思っております。

○竹村委員

中小小売商業振興法という限り、百九十万小売業者がその対象になるべきだと思っております。また、本法案では、一部の人のみその対象になるだけであります。特に力を持って中小小売業者だけがその対象になっておられるように思われるのであります。今日の中小企業の実態を考えると、規模の拡大ではなくして、中小企業者、特に零細企業者個々の経営基盤の強化をはかることが最も重要であろうというふうに考えるわけでありまして、そのためには、非常にきめこまかい中小小売政策というものが必要

であるというふうに思っています。

そこで、まず百九十万の小売業者が対象になる振興策の一つとして、中小企業、特に零細企業を振興する、基盤を強化する立場から、個人事業税は撤廃すべきであるというふうに考えるわけであり、また、その辺の通産省の考え方についてお聞かせを願いたいと思います。

○中曾根国務大臣 事業税は、控除の限度が八十万円に今回引き上げられましてだいぶ軽くなりまして、税務当局の説明によりますと、所得税と事業税は性格が異なっており、事業税は応益課税である、つまり地域で営業して地域のいろいろな便宜を得、利益も得ておる、そういう応分負担として事業税を賦課しておるという性格の由でございます。したがって、今度実行いたしました事業主報酬制度等も事業税に実施したらどうかという議論がございまして、今度税制調査会等でもございまして、この問題は今後引き続き検討していくべき問題であると思っておりますが、御指摘の要素は確かにあると思っております。特に零細企業等につきましていろいろ格段のきめのこまかい措置を必要としておると思っておりますが、今回の八十万円の控除限度引き上げによりまして、大体の零細企業は事業税を払わないで済むという方向にまいりやうかと考えております。しかし、われわれは今後も零細企業者のために税あるいは金融あるいは経営改善指導、そういう面において積極的努力をしていきたいと思っております。

○竹村委員 事業税については、後ほど時間があれば若干質疑を行ないたいわけであり、また、時間と、一点だけ伺います。

個人事業税を応益的な考え方、徴収をしておるというところでありますけれども、こうした考え方は、ちょうどヤシの親方が、夜店を出してある個々の業者に、商売をさせてやっておるのだから、当然その上からの一部からシヨバ代を払えというのとあまり変わらないと思うのでありまして、こうした考え方を大きく転換をさせて、真に小売業者の利益、特に零細小売業者の経営基盤の強化をはかるべきであるというふうに考えるわけであり、また、連鎖化事業計画を本法案では高度化事業計画と呼んで評価し、その育成をはかるというところ、この連鎖化事業計画にはフランチャイズチェーンも入るのか入らないのか、まずこの点についてお答えを願います。

○吉田(文)政府委員 お答え申し上げます。フランチャイズシステムというのは新しい流通の形態でございます。流通業への新規参入が容易になるといふような特色を持っております。その発展は競争政策上好ましい面もあるというふうに考えます。しかし同時に、フランチャイズシステムにつきましても、その運用いかんによりましては、独禁法上、加盟店の募集方法、つまり広告における不当表示あるいはフランチャイズ契約における不公正な取引方法に該当する事項等が介在するおそれがあると考えられますので、いま私どもの事務局におきまして実態の調査を進めている段階でございますが、まだその調査結果はまとまっております。具体的にどういふ場合に独禁法上の不公正な取引方法として違反になるかというところは、これはケース・バイ・ケースで検討しなければならぬと考えておりますが、今後調査の結果を待ちまして、できるだけ独禁法上の問題を解明してまいりたいというふうに考えております。

○中曾根国務大臣 事業税は、控除の限度が八十万円に今回引き上げられましてだいぶ軽くなりまして、税務当局の説明によりますと、所得税と事業税は性格が異なっており、事業税は応益課税である、つまり地域で営業して地域のいろいろな便宜を得、利益も得ておる、そういう応分負担として事業税を賦課しておるという性格の由でございます。したがって、今度実行いたしました事業主報酬制度等も事業税に実施したらどうかという議論がございまして、今度税制調査会等でもございまして、この問題は今後引き続き検討していくべき問題であると思っておりますが、御指摘の要素は確かにあると思っております。特に零細企業等につきましていろいろ格段のきめのこまかい措置を必要としておると思っておりますが、今回の八十万円の控除限度引き上げによりまして、大体の零細企業は事業税を払わないで済むという方向にまいりやうかと考えております。しかし、われわれは今後も零細企業者のために税あるいは金融あるいは経営改善指導、そういう面において積極的努力をしていきたいと思っております。

○竹村委員 フランチャイズ・チェーン・システムは本部事業者と加盟店との連鎖化で、本部が加盟店に数種類の商品を提供し、加盟店はそれを販売するだけのものですから、本部事業者を大資本が握ると完全に流通支配になるわけでございます。また、本部が商品を選び、供給するため、加盟店である小売業者は自分の売りたい商品を選べなくなる、また消費者も商品の選択ができなくなる。こうしたフランチャイズチェーンを育成することが真の中小小売業者の経営の近代化であるいは中小小売業者の振興策になるのかどうか疑問に思うわけであり、また、公正取引委員会に対して質問したいわけであり、また、フランチャイズ・チェーン・システムは流通支配につながると考えるがどうか、こうした事業が拡大した場合、テリトリイ問題、拘束条件付取引問題、不当表示の問題があるが、独禁法の立場からどのように規制すべきだと考えておられるのか、まず公正取引委員会のほうからお答え願いたいと思います。

○吉田(文)政府委員 お答え申し上げます。フランチャイズシステムというのは新しい流通の形態でございます。流通業への新規参入が容易になるといふような特色を持っております。その発展は競争政策上好ましい面もあるというふうに考えます。しかし同時に、フランチャイズシステムにつきましても、その運用いかんによりましては、独禁法上、加盟店の募集方法、つまり広告における不当表示あるいはフランチャイズ契約における不公正な取引方法に該当する事項等が介在するおそれがあると考えられますので、いま私どもの事務局におきまして実態の調査を進めている段階でございますが、まだその調査結果はまとまっております。具体的にどういふ場合に独禁法上の不公正な取引方法として違反になるかというところは、これはケース・バイ・ケースで検討しなければならぬと考えておりますが、今後調査の結果を待ちまして、できるだけ独禁法上の問題を解明してまいりたいというふうに考えております。

○中曾根国務大臣 事業税は、控除の限度が八十万円に今回引き上げられましてだいぶ軽くなりまして、税務当局の説明によりますと、所得税と事業税は性格が異なっており、事業税は応益課税である、つまり地域で営業して地域のいろいろな便宜を得、利益も得ておる、そういう応分負担として事業税を賦課しておるという性格の由でございます。したがって、今度実行いたしました事業主報酬制度等も事業税に実施したらどうかという議論がございまして、今度税制調査会等でもございまして、この問題は今後引き続き検討していくべき問題であると思っておりますが、御指摘の要素は確かにあると思っております。特に零細企業等につきましていろいろ格段のきめのこまかい措置を必要としておると思っておりますが、今回の八十万円の控除限度引き上げによりまして、大体の零細企業は事業税を払わないで済むという方向にまいりやうかと考えております。しかし、われわれは今後も零細企業者のために税あるいは金融あるいは経営改善指導、そういう面において積極的努力をしていきたいと思っております。

○中曾根国務大臣 事業税は、控除の限度が八十万円に今回引き上げられましてだいぶ軽くなりまして、税務当局の説明によりますと、所得税と事業税は性格が異なっており、事業税は応益課税である、つまり地域で営業して地域のいろいろな便宜を得、利益も得ておる、そういう応分負担として事業税を賦課しておるという性格の由でございます。したがって、今度実行いたしました事業主報酬制度等も事業税に実施したらどうかという議論がございまして、今度税制調査会等でもございまして、この問題は今後引き続き検討していくべき問題であると思っておりますが、御指摘の要素は確かにあると思っております。特に零細企業等につきましていろいろ格段のきめのこまかい措置を必要としておると思っておりますが、今回の八十万円の控除限度引き上げによりまして、大体の零細企業は事業税を払わないで済むという方向にまいりやうかと考えております。しかし、われわれは今後も零細企業者のために税あるいは金融あるいは経営改善指導、そういう面において積極的努力をしていきたいと思っております。

○竹村委員 事業税については、後ほど時間があれば若干質疑を行ないたいわけであり、また、時間と、一点だけ伺います。

個人事業税を応益的な考え方、徴収をしておるというところでありますけれども、こうした考え方は、ちょうどヤシの親方が、夜店を出してある個々の業者に、商売をさせてやっておるのだから、当然その上からの一部からシヨバ代を払えというのとあまり変わらないと思うのでありまして、こうした考え方を大きく転換をさせて、真に小売業者の利益、特に零細小売業者の経営基盤の強化をはかるべきであるというふうに考えるわけであり、また、連鎖化事業計画を本法案では高度化事業計画と呼んで評価し、その育成をはかるというところ、この連鎖化事業計画にはフランチャイズチェーンも入るのか入らないのか、まずこの点についてお答えを願います。

○吉田(文)政府委員 お答え申し上げます。フランチャイズシステムというのは新しい流通の形態でございます。流通業への新規参入が容易になるといふような特色を持っております。その発展は競争政策上好ましい面もあるというふうに考えます。しかし同時に、フランチャイズシステムにつきましても、その運用いかんによりましては、独禁法上、加盟店の募集方法、つまり広告における不当表示あるいはフランチャイズ契約における不公正な取引方法に該当する事項等が介在するおそれがあると考えられますので、いま私どもの事務局におきまして実態の調査を進めている段階でございますが、まだその調査結果はまとまっております。具体的にどういふ場合に独禁法上の不公正な取引方法として違反になるかというところは、これはケース・バイ・ケースで検討しなければならぬと考えておりますが、今後調査の結果を待ちまして、できるだけ独禁法上の問題を解明してまいりたいというふうに考えております。

○中曾根国務大臣 事業税は、控除の限度が八十万円に今回引き上げられましてだいぶ軽くなりまして、税務当局の説明によりますと、所得税と事業税は性格が異なっており、事業税は応益課税である、つまり地域で営業して地域のいろいろな便宜を得、利益も得ておる、そういう応分負担として事業税を賦課しておるという性格の由でございます。したがって、今度実行いたしました事業主報酬制度等も事業税に実施したらどうかという議論がございまして、今度税制調査会等でもございまして、この問題は今後引き続き検討していくべき問題であると思っておりますが、御指摘の要素は確かにあると思っております。特に零細企業等につきましていろいろ格段のきめのこまかい措置を必要としておると思っておりますが、今回の八十万円の控除限度引き上げによりまして、大体の零細企業は事業税を払わないで済むという方向にまいりやうかと考えております。しかし、われわれは今後も零細企業者のために税あるいは金融あるいは経営改善指導、そういう面において積極的努力をしていきたいと思っております。

○竹村委員 フランチャイズ・チェーン・システムは本部事業者と加盟店との連鎖化で、本部が加盟店に数種類の商品を提供し、加盟店はそれを販売するだけのものですから、本部事業者を大資本が握ると完全に流通支配になるわけでございます。また、本部が商品を選び、供給するため、加盟店である小売業者は自分の売りたい商品を選べなくなる、また消費者も商品の選択ができなくなる。こうしたフランチャイズチェーンを育成することが真の中小小売業者の経営の近代化であるいは中小小売業者の振興策になるのかどうか疑問に思うわけであり、また、公正取引委員会に対して質問したいわけであり、また、フランチャイズ・チェーン・システムは流通支配につながると考えるがどうか、こうした事業が拡大した場合、テリトリイ問題、拘束条件付取引問題、不当表示の問題があるが、独禁法の立場からどのように規制すべきだと考えておられるのか、まず公正取引委員会のほうからお答え願いたいと思います。

○吉田(文)政府委員 お答え申し上げます。フランチャイズシステムというのは新しい流通の形態でございます。流通業への新規参入が容易になるといふような特色を持っております。その発展は競争政策上好ましい面もあるというふうに考えます。しかし同時に、フランチャイズシステムにつきましても、その運用いかんによりましては、独禁法上、加盟店の募集方法、つまり広告における不当表示あるいはフランチャイズ契約における不公正な取引方法に該当する事項等が介在するおそれがあると考えられますので、いま私どもの事務局におきまして実態の調査を進めている段階でございますが、まだその調査結果はまとまっております。具体的にどういふ場合に独禁法上の不公正な取引方法として違反になるかというところは、これはケース・バイ・ケースで検討しなければならぬと考えておりますが、今後調査の結果を待ちまして、できるだけ独禁法上の問題を解明してまいりたいというふうに考えております。

○中曾根国務大臣 事業税は、控除の限度が八十万円に今回引き上げられましてだいぶ軽くなりまして、税務当局の説明によりますと、所得税と事業税は性格が異なっており、事業税は応益課税である、つまり地域で営業して地域のいろいろな便宜を得、利益も得ておる、そういう応分負担として事業税を賦課しておるという性格の由でございます。したがって、今度実行いたしました事業主報酬制度等も事業税に実施したらどうかという議論がございまして、今度税制調査会等でもございまして、この問題は今後引き続き検討していくべき問題であると思っておりますが、御指摘の要素は確かにあると思っております。特に零細企業等につきましていろいろ格段のきめのこまかい措置を必要としておると思っておりますが、今回の八十万円の控除限度引き上げによりまして、大体の零細企業は事業税を払わないで済むという方向にまいりやうかと考えております。しかし、われわれは今後も零細企業者のために税あるいは金融あるいは経営改善指導、そういう面において積極的努力をしていきたいと思っております。

この答申にございますように、運営よろしきを得ました場合に、フランチャイズシステムというものは末端の小売振興及び消費者利益への貢献という本来の効果を発揮することができ、そうでない場合は、これはまた弊害が伴うという点は十分認識いたしまして、指導に万全を期したいと考えております。

○竹村委員 フランチャイズシステムというこの本の序文のまん中辺にも、フランチャイズシステムはアメリカで発達しておるシステムでありますけれども、アメリカ合衆国では、フランチャイズの弊害が出てきたために、連邦と州の両方のレベルにおいて、特別の立法においてフランチャイズ事業の規制を強化する動きがある、こういうふうな述べておるわけでありまして、一方では、もうすでにその弊害が出てきて規制をしなければならぬというふうになっておる制度に対して、なぜ助成をするのか。ただいまの答弁によりますと、高度化資金をフランチャイジーに貸し付けると言いますけれども、これは回り回ったらフランチャイジーの事業を助けていくということにはならないわけでありまして、こうした場合に行なわれるとするならば、一般の小売商業に対してこうした優遇措置、いわゆる八割無利子の措置等を先に講ずべきではないかというふうに考えるわけでありまして、再度御答弁を願いたいと思っております。

○荘政府委員 わが国におきましても、フランチャイズが百ばかりシステムとしてできつつあるようにございますが、その中で飲食店関係等が相当多いわけでございますが、現実には先生方ごらんだだきまますように、相当零細な規模で、従来全く独立して事業をやっておったところからこういうチェーンに入りまして、店の外観等も統一いたしまして、すぐれた商品と同じ価格で消費者に非常な信用のもとに販売していくということで、従来以上に売り上げがふえて利益も出ているということが現実として相当あるわけでございます。他方、しばしば指摘されておりますように、フ

ランチャイズ契約の内容が本部に非常に有利に行なわれており過ぎるために、解約であるとかあるいは保証金であるとか、過酷な契約の内容が締結されておいて、脱退が行なわれる。当てがはずれた、聞いておった話と非常に違うという不満が私どもの調査でも出ておるということでございまして、百ばかり出てまいりましたが、これがどんな店が、百ばかり出ていく前に、私どもとしては、所要の助成は加入する零細企業には行なうべきだと存じます。アメリカでもやはり州によって本部に対していろいろな立法でやっておるようでございますが、アメリカでも二千数百のチェーンができてきた現在、数州で規制が始まっております。私どもは、百ばかりできたほんの萌芽の時代でございまして、先行き問題がありという判断のもとに、助成も行なうが規制も行なうということで、今回本法の対象に含めておるわけでございます。

○竹村委員 少なくともフランチャイズチェーンに対しては高度化資金を使うべきではないということとを再度申し上げたいわけでありまして、日本のフランチャイズチェーンの代表的な例であります養老乃瀧等におきましては、別にそのことについては悪いというわけではありませんが、自民党のそうそうたる先生方が顧問になっておられる。そういうこと等もあります。しかし、そのことがどうというわけでありませうけれども、フランチャイズチェーンそのものの自身が発達していきまますと、これは大企業の流通支配につながることは間違いないわけでありまして、中小小売商業振興法案の中にこうした条項を含めることについては非常に異議があるというふうに考えておるところであります。

もう一度伺いたしますけれども、フランチャイズチェーンに高度化資金を使うのか使わないのか、お答えを願いたいと思っております。

○荘政府委員 高度化資金は商店街の改造とか寄り合い百貨というような場合に、従来から非常にソフトな条件で融資しておることは御案内のとおりでございます。

りでございます。今回は、そういう高度化事業の一部には八〇%まで無利子で融資するというふうな一そう改善をはかったわけでございます。御指摘のフランチャイズの場合には、個々のフランチャイジーでございまして末端の小売店に對しまして、これは国民金融公庫とか、中小公庫のほうから設備資金として融資を行なうわけでございまして、高度化資金として事業団のほうから無利子の融資を行なうというふうなことは実は考えてはおりませんのでございます。

○竹村委員 それでは第七条で、地域における小売商業の展望を明らかにするため、小売商業の実態と経済的社会的条件の調査を行なうとして、行なう場合、都市計画と一体化して進める必要があり、この点、都道府県あるいはまた市町村の役割りを明確にすべきであると思っております。そうしない限り、この条項は名目的なものにすぎず、中小小売商業振興の實質的意味を欠くことになるが、都道府県、市町村の役割りを明確にして実態調査をいつまでにやるか、明確に御答弁願いたいと思っております。

○荘政府委員 第七条の「調査」といたしましては、現在中小企業庁が各地の商工会議所に委託をいたしまして、地域ごとの地域商業近代化計画というものを作成いたしますのと、もう一つ、各県の総合指導所が広域商業診断というものを実施する、この二つがございまして、いずれも地域におきます経済的、社会的条件を踏まえまして、地域における小売商業の将来の展望を明らかにする広域的な長期的な調査でございます。

商工会議所の調査につきましては、現在相当数行なわれておまして、四十八年度一ぱいで約四十の地域でこの種の調査が完成することになっておりますが、会議所の行ないます調査の場合にも、地元の県はもちろんのこと、特に都市計画と関係のあります地元市町村の関係者等をメンバーに加えて、地域の総力をあげて御検討いただくという体制で最初から行なっているわけでございます。

また、私ども本法に基づきまして第三条での「振興指針」というものを考えていきます場合に、商店街改造等につきましても、それぞれの地域に都市計画がございまして場合には、それとの適合性を十分に配慮しなければならぬというふうな、商業政策の面からも都市計画との適合性というものを指針として明らかにし、要求をしていくという考えでおるわけでございます。

○竹村委員 高度化事業計画の認定の中に店舗共同化計画というものがございまして、特別に高度化資金を融資するというものになっております。しかし、いま現在店舗共同化で小売市場をつくる場合に、農林省のほうから一店舗当たり五百万円の補助金がありますけれども、この補助金をもらってもなおこの融資の対象になるのかどうか。融資の対象にこうしたものをしていくということになれば、こうしたことはただ単に書いてあるというだけでこれの恩恵にあずかるということにはならないと思うわけでありまして、どういうお考えですか、お答えを願いたいと思っております。

○森口政府委員 お尋ねの店舗共同化計画のまず認定の問題でございますが、農林省から補助金を受けております共同店舗につきましても、当然私のはの認定の条件を満たし得れば認定をするということはできるかと存じます。したがって、認定を受けまますと、法律にも書いてございまして、認定を受けまますと、減価償却等の特例の恩恵は受けられるかと存じます。ただ、店舗の資金につきましても、農林省から補助金を受けながら、一方で同一の施設について高度化資金の融資を受けられるかどうかという点になりますと、高度化資金は非常に低利でございますので、若干補助的な性格がございまして、したがって、同一の対象物に補助金を二つ使うということになりますので、高度化資金と農林省の補助金ということの併用は、同一の施設については無理であるというのが私どもの考え方でございます。

○竹村委員 続いて、高度化資金融資の対象に、

地下街商店街、いわゆる地下鉄建設のときにできる地下街とか、そういったそのついでにできるということでもなしに、別に地下商店街が建設される、この双方が入るわけでありませうけれども、この地下商店街の建設に対しては、高度化資金の対象になるかならないか。

○**政府委員** 法律に明示してございますように、商店街振興組合とか、あるいは商店街地域における事業協同組合というものが事業主体となりましてその改造を行なうという場合には、地上にございまして、あるいは全部もしくは一部は地下にございまして、これは法律上は差別はないわけにございまして。ただ、俗に地下街という場合、別にデベロッパがおりまして、地下に大きな施設をつくりまして、そこに入居者を募るという場合がございまして。この場合に、大部分これは大企業が建設するとか、あるいは公の主体が建設するところがあるかと存じますが、そういう場合には、その建設資金が高度化資金の対象にならないことは申すまでもございせん。ただ、そういうところに中小企業が入居いたします場合には、入居資金ということで、それぞれの入居する中小企業に対して、政府関係機関からの融資を行なうという手段を講ずる次第でございまして。

○**竹村委員** けっこうです。終わります。

○**浦野委員** 板川正吾君。

○**板川委員** 中小小売商業振興法案について、若干質問いたします。

本法は、中小小売商業というものについてただ一つの振興法と言え法案であらうかと思えます。まともった小売商業振興法というふうに考えますが、そういうふうに理解してよろしいかどうか。

○**中曾根国務大臣** 一応、中小小売商業全般を網羅するという意図のもとにやっておりますが、個別的な専門的な個々の中小企業に対する指導、助成の面においてや足りないところがあるような反省も若干ございます。しかし、これらは現在

のその他の法規を活用し、また、本法におきましても、金融等の措置を講ずるといことが第五条にも明記してございまして、それらも活用いたしまして、全面的に恩恵が及ぶように努力していきたいと思ひます。

○**板川委員** 本法第一条の目的を見ますと、商店街の整備、店舗の共同化等を円滑に実施し、経営の近代化を促進することによって中小小売商業の振興をはかる、こういう目的が第一条で書かれております。本法は小売商業全般を網羅してそれら対象とするといういま大臣の説明であります。本法の恩恵を受ける中小小売商というのはどのくらいを予想しておられるのですか。先ほど竹村君も言いましたが、中小小売商業が全国で約百五十万あるいは中小の飲食店四十万で、百九十万近い中小小売商業者がおられるわけでありまして、本法の恩恵を受ける中小小売商業者というのはどのくらいあると予想されているのか、伺っておきたいと思ひます。

○**政府委員** 対象企業の数のお答えの前に、第一条にお触れになりましたので、念のために御答弁させていただきますと存じます。

この第一条では、第二行目にございまして「中小小売商業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展」云々というのが目的であることは申すまでもございせんが、この中小小売商業の振興をはかるために本法は何をするのかというのがその前に書いてございまして。

第一は、御指摘ございました「商店街の整備、店舗の共同化等」でございまして。「等」と申しますのは連鎖化でございまして。これが第一でございまして。

第二は、「円滑にし、」の次に書いてあることとございまして、「中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等」、この「等」はフランチャイズチェーンに対する規制でございまして。

この二つの柱が並んでございまして、最初のほうは、いわゆる高度化事業でございまして。あとの「経営の近代化」のほうは、個々の独立の小売商

の近代化のつもりで実は法文に書いたものでございまして、この二本の柱が相寄りまして、もって小売商業の振興をはかる、こういう基本姿勢に実は立っておられるわけにございまして、独立の小売商というのは本法の大きな振興の対象として考えておるわけにございまして。

それで、数でございまして、中小小売商業というものが全国で約百九十万あるわけにございまして、したがって、そのすべてがこの第一条でいっておりますところの「中小小売商業の振興を図り、」という場合の小売商に当たつておる、こういうこととございまして。その中で、「商店街の整備」とか「店舗の共同化等」のいわゆる高度化事業の対象に直ちになつてくるであらうと考えられます商店の数はその一部に相なるわけにございましてけれども、それ以外のいわゆる住宅地域であるいは周辺地域等に点在しております独立のものも、この第一条で、経営近代化の促進の対象として本法の目的としてはつきり考えておるわけにございまして。

○**板川委員** 商店街の整備とか店舗の共同化は、ポランタリーチェーン化やフランチャイズ化というものが柱にこの政策はなつておる。ところが、ポランタリーチェーンあるいはフランチャイズさらに商店街、こういう本法の政策の柱になつておるものの恩恵を受ける中小小売商業者というのはそれほど多くないはずであります。それは将来加盟すれば対象になり得る、対象にはなつておると思ひますが、この「商店街の整備」あるいは「店舗の共同化等」の主要な政策からはずれる中小小売商業者というものは、どこでこれを振興することになつておられますか。これは第三条の「振興指針」にうたわれておるかと思ひますが、その点はどういう法体系になつておられますか。

○**政府委員** 独立の小売商が本法の大きな対象であると申しましたが、第一条で明示しておることのほかに、いまお話のございました第三条の「振興指針」のところでも、第二項で「経営の近

代化の目標」、「経営管理の合理化」、「施設及び設備の近代化」、いずれも個々のいわゆるお店を対象に個々に振興指針をうたう考えでございまして。それから五の「その他中小小売商業の振興のために必要な事項」という中にも、いわゆる個々のお店に関する事項も含めて規定をいたすと考えてございまして。

なお、簡単に触れさせていただきますが、本法では、第五条の「資金の確保」、第七条の「調査」、第八条の「研修事業の実施等」、第九条の「小規模企業者に対する配慮」等の諸規定におきまして、これはごらんいただきますと明確でございまして、個々の独立の小売商業者というものを十分念頭に置いての規定でございまして。

○**板川委員** この法案を一読して感ずることは、商店街整備とか店舗の共同化等、こういうことに参加し得る小売商業者というのは百九十万のうちにもそう多くない。大事なことは、それから漏れておる一般的な小売商業をどういうふう振興するか、こういうことについては、第三条で中小小売商業者に対する一般的な指針を定める、こういうわけでしょう。この第三条で振興指針を一般的に定められるのでありますが、振興指針を定める、そうしてその要旨を公表する、こういうふうにあります。しかし、この振興指針に従つて何か特別な恩恵といふことが、振興する具体的な対策というのとはどこにあるのだろうか。これは御承知のように第四条等によつて、店舗の共同化計画とか、あるいは連鎖化事業計画とか、あるいは商店街整備計画とか、こういうのを策定して通産大臣の認定を受けたものに對しては、税制の特別償却とか、あるいは金融の制度等がある。しかし、この四条の共同化事業、近代化事業に参加できない一般の小売商業者、独立した小売商業者に対してはどういう具体的な対策があるのか、それが聞きたいわけにございまして。

時間の関係で先を言いますが、たとえば第九条に「国は、中小小売商業者の経営の近代化のための施策を講ずるにあつては、小規模企業者に対

する特別の配慮をしなければならぬ。」というように書いてあるのですが、ここでも「特別の配慮」というのはどういふ内容のものであり、これが第四条の認定を受けない、これに参加しない一般の小売業者に何らかの振興上の政策が盛られてあるのかどうか、そういう点をちょっと伺っておきたいと思ひます。

○森口政府委員 御説明申し上げます。

長官が御説明申し上げましたように、振興指針の中で中小小売業者の振興の考え方を明らかにするわけでございます。平易なことで申しますと、この振興指針の中には、設備を要するような振興の方法、いわばハードな振興の方法と、設備を要しないで、経営のやり方とか、そういうソフトなやり方と実は二つあるのだらうと思ひます。ソフトなやり方につきましては、政府が金融上でめんどろを見るというわけにはまいらないものでございまして、当然指導事業ということになるわけでございまして、いろいろ商工会、商工会議所の指導員あるいは商店街の指導員、そういう者を通じて振興指針に書いてあるような方向に中小小売業者のめいめいがいくように指導をするということが一つの眼目になるかと存じます。

それから第二の、設備を必要とするようなものにつきましてはどうかという考え方でありますが、この法律は実は非常にわかりにくいのでございまして、先ほど申し上げましたとおり、高度化事業と一般中小小売業者の合理化ということが二つの大きな目的になっておりまして、これを受けまして法律の第五条に「その他中小小売業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努める」という条項がございまして、こういう条項を受けまして、振興指針に盛り込まれたような方向で中小小売業者が合理化をするという資金につきましては、実は中小企業金融公庫、国民金融公庫に從來から流通近代化資金という資金があるわけですが、これを抜本的に拡充強化いたしまして、必要な資金を政府系の機関から供給をして、その努力に対して

援助をいたしたいというように考えておるわけでございまして。

それから、先生お尋ねの第九条の小規模企業者に対する配慮を具体的にいかがいましておるかというところでございまして、先ほど申し上げましたように、この法律の考え方は、高度化事業と一般中小小売業者に対する助成と二つでございまして、高度化事業のほうにつきましては、共同店舗を小規模企業者がやる場合に、一般のものと違ひまして特に強度の助成をする、八割無利子の融資を行なうことといたしておることが第一でございまして。

それから第二に、小規模企業者に対する配慮といたしまして、実は小規模企業者がいろいろ設備を必要といたします場合に、私のほうで、設備貸与制度というものが大部分の府県で実施をされております。この設備貸与制度は、従来工業者を中心にして設備貸与をいたしておたものでございまして、今回新たに中小小売業者を対象とする貸与制度を実施せしめたいというように考えております。

なお付言いたしますが、貸与制度はもっぱら小規模企業者のみに設備を貸与する制度でございまして。

なお第三番目に、これは一般制度でございまして、今回四十八年度から実施いたします小企業経営改善資金制度は、当然小規模企業者がこれを主として利用することとなりますので、本法案の第九条に沿った措置ではないかというように考えております。

○板川委員 この法案の柱である連鎖化事業、特定連鎖化事業、連鎖化事業というのはいわゆるポランタリーチェーンであり、特定連鎖化事業というのがフランチャイズチェーンである、こういうふうにいわれておりますが、ポランタリーチェーンとフランチャイズチェーンの扱い上の差というのはどういう違いがありますか。

○政府委員 一言で申し上げますと、フランチャイズチェーンというのは本部指導型でござい

ます。ポランタリーチェーンは、まさに御指摘のございましたように、下からの盛り上がりで申しますか、零細企業がみずから共同で仕入れをし、自分たちで本部を持ってやていこうというのが主体でございまして。ただ、いずれも私は、本法制定の際には、末端にございまして零細な小売店が経営効率をあげ、近代化を進め、消費者の利益をはかつていくという小売商業の振興の見地から効果を期待できるものである、かように認識をいたしております。

ただ、いま特定連鎖化というおことばがございましたとおり、連鎖化の中でも後者でございましてところのいわゆるフランチャイズ、本部指導型で行なわれますものは、先ほど私御答弁でも申上げましたとおり、本部指導型であるだけに効果も即効性があり、大きいのでございまして、契約内容いかんによつては弊害が相当なものが予想される。一部には、そういう不安も現にあるようございまして、本法におきまして、健全な連鎖化事業の発展をはかり、あわせて末端におきまして加盟者である零細な小売業者の保護をはかり、長期的に考えまして消費者の利益も確保する

という見地から、ポランタリーチェーンについては、これはもっぱら規制を目的にした規定でございまして、これをフランチャイズチェーンだけについてつくった、こういうことでございまして。

フランチャイズチェーンについてだけこういう規制を加えることにして、ポランタリーチェーンについては、これは下から盛り上がりてくる形のものでございまして、協同組合の一般的な合理的な運営に対する指導ということもあつてございまして、法をもって一定の行為を強制する、監督をするということを特に本法では取り上げておらないのでございまして。

○板川委員 ポランタリーの場合には、同業者がお互い連結をして共同の仕入れ場から品物を仕入れて、自分の店として売る。しかし、フランチャイズの場合は、個々の店の名前はなくなつて、フ

ランチャイザーの名前で売る。こういう形になつてきて、本部指導型といふ場合は、自分の商標といふのがポランタリーの場合にはあるけれども、フランチャイズの場合には一般的に言われてゐる小売りの商標といふものはなくなり、不二家、不二家といふ名前でも自分の店で販売してゐる、こういう形になります。

そこで、フランチャイズチェーンについて私の立場からひとつ突つ込んで質問をしたいと思ふのですが、アメリカに発達した制度で、いまでも非常に勢いで発達してゐるものであります。このフランチャイザーがフランチャイジーを募集するときの広告のしかた、あるいは契約の内容等が、いわば不正な取引方法に該当するようなことがしばしば行なわれる。片一方は売り込むほうです。それから、どうしても過大にあるいは誇大に宣伝をしてフランチャイジーを募集する、また、フランチャイジーのほうは、経験がないので、それに乗つて、いわば口車に乗つて契約書に判を押さる、こういうのがアメリカ等でもしばしばあつて、アメリカの反トラスト法ではこれを規制の対象にしてゐる、こゝにいわれておるのです。

これは私も聞いた話であります。たとえばフランチャイザーのほうで、こういう商売をやりますと、私の名前をかりて店を出しますとたいへんもうかると言つて、お互いに契約の内容を話し合つておる、ところが、おとりを使つて、そこへ電話がかかつてきて、どこそこの町の者だけれども、おたくの店の品物を販売したいんだ、加盟したいんだ、こういうふうになつて話の最中に電話をかけるんだと。そうすると、そのフランチャイザーのほうでは、いや、いまこういう人が来ておつて、この人がだめならあなたのほうを頼みますよ、目の前で電話なんかでこういうやりとりをしますと、これはもうまごまごしたならば抜かされてしまふということで、あつて判を押してしまふ、あとになつて膨大な保証金を巻き上げられる、こういうことになることがしばしばあるんだと。こゝにいふことになりまして、

そこで、ちょっと私は公取に伺いますが、四十七年八月九日の参議院の決算委員会で、公明党の黒柳議員がビロビタンという乳酸食料品ですか、これはフランチャイザーの不正な取引といいますが、不正な契約、こういう問題を取り上げました。通産大臣も出席しておられましたが、そこでこの速記録を見ますと、公取はこれに対して調査をする約束をしておりますが、この問題をその後調査されましたかどうか、調べたらその報告を簡単にしてください。

○吉田(文)政府委員 ビロビタン本社のいわゆるフランチャイジの募集に際しての誇大広告等の問題は、その後これは審査事件として調査をいたしております。しかし、まだ現在まで調査中でございまして、結論は出ておりません。

その違反の疑いの内容は、ビロビタン本社が、その製品の販売店でありますフランチャイジの募集に際して誇大広告を行なうと同時に、契約フランチャイジに対して過大なノルマを課することによって、優越した経済上の地位を乱用している疑いがあるということでありまして、これは現在まだ審査中でございまして、結論はまだ出ておりません。

○板川委員 この株式会社ビロビタン本社におけるビロビタン営業契約書というのがありますが、この契約書は、いわばフランチャイザーとフランチャイジとの契約書ですね。この契約書を見ますと、ビロビタン本社のほうの全く一方的な契約内容になっておりますね。たとえばこの内容を一、二申し上げてみますと、「本契約が履行中に他社製品の取扱いをなした場合は、ビロビタンの一日配本数一本について五千円の損害金を甲に支払わなくてはならないとか、あるいは「甲の同意なくして、自己の営業地域外における販売を行ってはならないこと。これに違反して販売を行った場合には、一本につき、一本六十CCとこの一本について三千円の侵害違約金を払うべしとか、それから「本契約の期間中に解約したい時

は、先ず第十六条に定める方法で当該地域販売営業権を第三者に譲渡しなければならない。上記譲受け営業権者が確定してその営業を事実上継承するまでの間は、乙はその責任において当該地域の営業を続行せねばならない。」まあ一方的に解約したいといっても、ケリがつくまでは商売しろ、こういう契約になっており、また、ビロビタンの会社のはうが本契約の期間中に解約したいときは、あらかじめ三カ月前に解約する旨通知すればよろしい。この通知が到着した日から三カ月たてば契約は終了する。一方的にいつでも解約もできるようになっておいて、解約の要件というのは契約書の中に明示されてないですね。

そのほか、本契約が解約された場合、乙は甲に對し、取引先名簿、売り掛け台帳並びに営業に必要な諸帳簿、その他甲から交付されて残存している諸印刷物等一切のものを渡せとか、あるいは甲が解約を申し入れたことによる場合は、差し入れ金は契約終了の日より一年以内に甲が乙に返還する。とにかく甲のほうで解約した、フランチャイザーのほうで解約した場合には、一年以内に金は返す、こういうのですね。しかし、違約した場合に保証金は全部巻き上げる。この保証金というのは、聞くとところによりまして最低数百万から最高は二千七百万円も保証金を積む、こういうふうなやつでございまして、公取は、昨年の八月九日にこの調査を約束しておりましたが、六月半ばですから十カ月たって、なおかつまだ調査が完了しないというの、一体どういう原因で調査が完了しないか、公取のほうにひとつ見解を承りましょう。

○吉田(文)政府委員 昨年の八月十七日に審査を開始いたしました、現在までかかっております。まことにお願いしておるわけですが、途中でいわれる誇大広告のおそれのある点は四十七年中に改めておる。おれから現在フランチャイズ契約を全面的に改正をしたいという申し出をしておりまして、その検討もあわせて行なっているわけでございます。どうもおくれた点は申しわけござ

いません。

○板川委員 このビロビタンの契約書というのは、いわばフランチャイズとしては一番悪質な契約内容だろーと私は思うんですが、ここで示されたのは、片方が経済上優越した地位を持っておる、片方は実は経験も少ないし、無知な者がこれにひっかかる、こういう形になるが、これにひっかかって問題になっておると思うのです。全国で六百二十二件も紛争が生じており、違約金十五億円をだまし取られたといつて騒いでおるのだそうでありまして、これはゆゆしい問題だろーと思ひます。こういうふうにフランチャイズというのはアメリカではやめて、日本ではやるだろーというところで、確かに一つの役割りは果たしつつあります。しかし、これを本法で奨励する立場に立つのですが、よほど親切な対策をとっておかないと、一般小売業者にたいへんな迷惑をかけるというところになるかと思ひます。

そこで、通産省の資料で「フランチャイズチェーン実態調査」というのがありますね。この二五ページを見ますと、加盟時において本部が行なった宣伝、本部というのフランチャイザーのほうですね、フランチャイザーが行なった宣伝、広告、勧誘または契約時の情報の適否というものについて調査をしたところが、それは加盟店を調査したのです、二四・七%、四分の一が不適切であったという結論を通産省の調査でも出されております。そして不適切であったということの五六・四%は、「加盟時、本部が行なった宣伝、広告、勧誘または契約時の情報が不適切の場合の内容」として「収益等の見通しについて、宣伝、広告が誇大であった」というのが五六・四%。

「委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席」
「資金が当初の話より多く必要であった」というのが四四・一%、こういうことになっておる。このフランチャイズチェーンを最初募集するときに誇大広告であった、こういうことが過半数不満だと言っておるのです。これがいわば不当表示に当たるものと思ひます。アメリカでもフ

ランチャイジの募集に関する問題としてたくさん問題があつております。そしてそれが不当表示に当たる率が多いとして独禁法の適用を受けておるのではありませんが、この法律の十一條でいう点を若干対策を考へて「契約を締結しようとするときは、通産省令で定めるところにより、あらかじめ、その者に對し、次の事項を記載した書面を交付し、その記載事項について説明をしなければならぬ。」こういって契約時に通産省令で定める基準を明らかにしておるわけでありまして、一項から六項まであります。この中で五項の「契約の期間並びに契約の更新及び解除に関する事項」、こういうような内容等一項から六項までありますが、具体的にどういふ内容をここで省令で定めようとしておられるか、お伺ひいたします。

○莊政府委員 省令では、具体的な期間とか、そういうふうなものを定めるわけではございせん。これは個々のフランチャイズ契約によって実態がいろいろございまして、個々に定められなければならぬんですが、この法律に基づいて省令で定めてまいる場合には、契約の期間並びに更新、解除に関する事項といたしましては、契約期間というものを明確な数字で明示しなければならぬということ、それから契約更新料というふうなもの徴収されるわけでございますが、契約の更新料など契約更新の条件というものをあらかじめ明示しておかなければならないということ、それから契約解除の条件及び契約解除の効果、法律上の効果というものを明確にうたわなければならぬということでございます。この場合には、解除についての予告期間等も、これはケース・バイ・ケースになるかと思ひます。これは、これは二十日や半月ではどういふか、これだけの契約の基本的な変更でございまして、実際問題として二月とか三月とか、そういうものが少なくともなければ円滑な運営はできないだろうと私どもは見ておりますが、解除の予告期間等も相手方に示す文書の中にきちんと明示しなければならぬというふうなことを省令でうたうつもりでございま

す。また、契約が解除されたあとにおいて加盟店というのとは一体どういう義務を負うのか負わないのか、特殊な義務を負うことがあり得るかと思ひますが、そういう場合にはどういふ義務であるか、それ以外のものは一切ないのか、あるとすれば、それを明確に限定して列挙しなければならぬ、たとえば、こういうことを省令ではっきりと義務づけをいたそうと思つておるわけでございます。

○板川委員 もう一つ十一号の一項「加盟に際し徴収する加盟金、保証金その他の金銭に関する事項」これは具体的にはどういふことまでここで明らかにして書面で交付するのか、内容をちよつと伺つておきたいと思ひます。

○駐政府委員 第一号につきましては、省令では、徴収する金銭の種類、それから金銭の金額、幾らという名目で取るかという金額でございませう。それから率によります場合には、算定の基礎になる何%というふうな、何に何%をかけるかという明確な算定の基準でございませう、これを明示させる、それから支払いの時期はいつであるかということを明示させる、それから支払い手段は何と何でいいのかわからないことを明示させる、それから加盟金とか保証金その他徴収します金銭の使用目的が何であるか、たとえば普通の加盟料であるのか、あるいは備品代であるのか、広告の負担金であるのか等々いろいろあるようでございますが、使用目的の内訳を明示させるといふことでございます。それから、徴収した金額が後日返還される場合があるわけでございますが、その場合には、どういふ条件で返還を受けることが可能であるのか、あるいはできないのかという点をあらかじめはっきりと明示しなければならぬ、こういう点を義務づける方針でございます。

○板川委員 時間がありませんから簡単に申し上げますが、公取に聞きます。

ことしの四月十九日に、参議院の農林水産委員会が自民党の佐藤議員が大豆の不当表示問題を指摘されましたね。これはアメリカの大豆を中国産

として大豆の卸業者が小売業者に販売したということのようでございますが、これも公取は検討を約しておる、事務局長が答弁しております。これはその後どういふような結論を見ましたか。

○吉田(文)政府委員 まだ事務局で検討の段階でございます。結論は出ておりません。

○板川委員 公取は、去年のものはまだ結論が出ないと言つたり、どうも最近切れが悪い。この大豆は直接本法に關係しないのでしようが、私がこの問題を取り上げたのは、このフランチャイズチェーンで加盟店を募集する場合に、どうしても誇大宣伝が行なわれ不当表示が行なわれるというのがアメリカの例を見ても通例だ。これを規制するのは、いま言ったように本法十一号等で若干の防衛措置を講じておりますが、しかし、これもこれをもちつて十分だといふわけにはいかない。このフランチャイズがフランチャイズに対して、本部が加盟店に対して行なう不当表示といふものは、不当表示防止法、この法律の適用を受けますか、受けませんか。

○吉田(文)政府委員 一般的に申し上げまして、これはいわゆる事業者に対する表示というふうな考えられますが、事業者は専門的な知識を持ちまして、自己責任の原則によつて活動をするものであります。したがつて、事業者に対しては、従来は不当表示問題は起こりがたいといふふうな考えられていたわけでございます。景品表示法第四條にも、一般消費者に誤認される表示といふふうに書いてございませう。したがつて、景品表示法でこれを規制するといふのは、現在のところ無理であると考えられます。しかし、最近フランチャイズ本部の加盟店募集の場合、加盟店になるものが、いわゆるサラリーマン上りのしろうとの場合があるわけでございます。このような場合に問題になつてくる。そうした場合に、独禁法による不公正な取引方法として規制するにはどうしたらいいか。独禁法によります一般指定の六、いわゆる利益をもつて不当に顧客を誘引するといふのはちよつと無理であるといふふうに考えられます。

すので、この点もいま検討しておるわけでございます。

○板川委員 不当景品類及び不当表示防止法は、この法律にありますように、一般消費者を対象として不当表示をしてはならないという規定になっている。だから、フランチャイズチェーンの場合に、業者間の取引、フランチャイザーからフランチャイジーに対する不当表示といふのは、この不当表示防止法では法の対象になっていない、こう思つていいわけですね。まあそれは当然だと思ひます。

ただ、いま言ったように、この大豆の例、アメリカ産の大豆は製油用の大豆、中国産の大豆は主として飼料に使われておる大豆がないから、アメリカ産の大豆と中国産の大豆とを混同して小売業者に賣る。業者間でもそういう不当表示が行なわれるようになってきております。

そこで、フランチャイズチェーンを公正な取引扱いによつて発展させるためには、独禁法による不当景品類及び不当表示防止法のさらに補充として特殊指定を行なつて、そういう不当表示を防止することが必要ではないだろうか、こう思ひます。それは公取の当然の任務じゃないだろうか。たとえば、外資が資本自由化に乗つて乗り込んでくる、外資のフランチャイズチェーンは、アメリカでは独禁法の適用を受けている、日本では受けないといふことになれば、日本のほうがほんとうにあばれやすいといふ状態になる。これは日本の中小小売業者の、対策上も問題になると私は思ふのです。そこで、公取としては、やはり特殊指定をもつてこの不当表示といふのを防止する必要があるのじゃないだろうかと思ひますが、これはほんとうは公取委員長が答弁しなくちゃならないでしょう。事務局長としては、あるいはそれに對する責任外のことになるかと思ひますが、これに對する所感を伺ひましよう。

○吉田(文)政府委員 先ほど事業者に対しては景品表示法の適用は無理であると申し上げました。これはそのとおりでございます。ただ、独禁法の

いわゆる一般指定の六、不当な顧客誘引、これといけるかどうか。先ほどはいささか無理ではなからうかと申し上げましたが、いま一般指定の六によつて規制できるかどうかを検討しております。場合によつたら、これはできるのではないかと私は考へております。

○板川委員 告示十一号、これの一般指定、独禁法の一般指定といつておりますが、これの六に「正常な商習慣に照して不当な利益または不利益をもつて、直接または間接に、競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、または強制すること」と規定されておりますが、これは松下満雄上智大学助教授の説によつてもやや無理ではないだろうかといふ感想が述べられております。このまま適用にならないのじゃないだろうか。いづれにしても、これで不公正な取引方法が防止できればよし、もしできなかったら、特殊指定なりをしてこれに對する公取の対処をしてもらいたい、こう要望いたします。

この不公正な措置に對しては大臣も、法規制も場合によればやむなしといふことを参議院で答弁されていふようですから、いづれにしても、この小売中小小売業者を保護振興させる、育成させるという目的のために、公正な取引が確保できるようにひとつ努力をしていただきたいといふことをつけ加えて、私の質問を終わります。

○稲村(佐)委員長代理 野間友一君。

○野間委員 先日のおが党の神崎委員の質問に關連して、若干の補足質問をしたいと思ひます。法案の八條に「中小小売商業の従事者の資質の向上を図るため、研修事業の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう努めるものとする」といふふうになっておりますが、この措置の内容です、具体的にどういふものがあつかうといふことについて、まずお答え願ひたいと思ひます。

○駐政府委員 「その他の措置」の措置でございませうが、一つには、来年度予算措置を講じておりますものとして、商工会議所、同じく商工会連合

○生田政府委員 まず第一の御質問の点でございますが、これは経営者から店員に至りますまで、家族従業員も含めましてだれでも受験できるわけでございます。

それから第二の点につきましては、先般この検定試験制度を学識経験者の方に御集まりいただきまして御検討いただいたわけでございますけれども、そのときの商店を経営されている方の御意見でも、この資格を獲得いたしますと、給与の面でもやはり多少優遇することになるだろうという御意見でございましたので、この制度が実施されました場合に、これは各商店の御判断でございますけれども、結果的には給与面でも優遇されることになるのではないかと考えております。

○野間委員 私、心配しますのは、こういう制度をどんどんつくって全国的に普及していくということの中で、それぞれの店員の間に給料の格差をつけて、それが一つの小さな企業の中でお互いにかみ合いをするというのですか、われわれの立場から言うならば、同じ労働者でありながら、それぞれ分断していく、そういう職制にやはり通ずるのではないかと、そういう一点と、それから、このような資格を持った販売員を置かなければ営業することができないというふうな方向で締めつけてくるのではないかと、こういう心配するのです、その点どうですか。

それから、さっきの質問で答えが抜けていましたけれども、要するに、中小小売商の中でこれのねらっておる対象、これについてお答え願いたいと思います。

○駐政府委員 この検定制度に対する政府の助成を行なうにあたりまして、お尋ねの点はたいへん重要な点であると私も前から考えております。給与の点での配慮等につきましては、私どもは、政府として、経営者のほうに、資格をとった人の月給を上げてやってくれとか、とらぬ人を差別しろというふうな押しつけがましい指導をこの際やろうというふうなことは毛頭考えておりません。そういう考えはないということを申し上げて

おきます。

また、従来からそうでございますけれども、商工会議所、商工会で試験を受けられるという場合に、何らかの特殊な講習会等の制度を別途つくりまして、そういうものを受けてなければ試験を受けるべきでない、能力のある人が受けたくとも締め出すとか、そういう統制的なことを始めるというふうな考えは毛頭持っておりませんということを申し上げておきたいと存じます。

なお、どういふ層を対象に考えておるかという御質問でございますけれども、これは普通の小売屋さんの店員を私どもは主たる対象に考えております。スーパーの店員の方が受けるということとを排除しなければいけませんと思っておりますけれども、普通の二人とか三人の従業員を置いておられるようなお店の店員さんを主たる対象に考えて始めたわけでございます。

○野間委員 まだ一点抜けています。将来販売店の資格として、この試験に合格した者を必ず置かなければならぬというふうなことは将来の計画としてあるのかないのかというふうなことです。

○駐政府委員 追加いたしますが、考えておりません。たとえば製造業の場合でございますと、特殊な薬品を扱うとか、特殊な危険作業をするというふうなことで別途国家試験というふうなものがあつては御案内のとおりでございますが、繊維を売るとか食料品を売るといふようないわゆるお店の店員でございますから、業態がそういうことでございまして、一定の資格がなければ客に接してはならないというふうなことをしななければならないという必要は、政府としては感じておりません。そういう制約をこの制度の上に将来乗せていくというふうな考えはないということをこの際はつきり申し上げておきます。

○野間委員 そうしますと、資格をとることについて国は積極的に奨励はしない、あるいは強制的に何らかの講習会を開いてそこで統制はしない、こういうお答え、さらに将来こういう資格を持った者を必ず置かなければならないという方向で

やっておるのじゃないということを確認して、次に進めたいと思います。

次は五条ですが、先ほど出ておりました「中小小売商業者の経営の近代化のための事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。」これについて本法によって特に新たになされるものがあれば、具体的にひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○森口政府委員 法律の文言は抽象的に資金の確保をはかれ、融通のあつせんとするということにして、法律に直接関連性があるというふうには申せませんが、その規定を受けましていろいろなことを考えております。

まず第一は、中小企業振興事業団を通じて高度化資金を高度化計画を認定いたしましたものに對しまして都道府県を通じて融資をするということが第一でございます。

第二に個別の事業者でございますが、個別の事業者につきましては中小企業金融公庫、国民金融公庫を通じて、先ほど申し上げましたように、振興指針に合致するような設備について低利融資を行なうということを考えております。

なお、中小企業金融公庫、国民金融公庫の融資は当然個別の中小企業者に対する融資でございますが、高度化計画に参加をいたします個別の、たとえば連鎖化事業の加盟店あるいは商店街整備事業に参加をいたします商店等々につきましては高度化資金の融資を受けられないものについて補完をするということも同時に考えております。

○野間委員 特に私がお聞きをしたいのは、高度化事業に乗つかれない個々の中小小売商、特に零細企業、これについてあらためてこの五条によってどれだけのメリットというか、新たなものが出てくるのかということですが、

○森口政府委員 従来から中小企業金融公庫、国民金融公庫におきましては流通近代化特別貸付制度がございまして、これを組みかえをいたしましたので、振興指針に載っておりますように、小売業の設備近代化に必要な資金を供給することといたし

ております。

まず第一に、省力化のために必要な器具の購入に必要な資金、これの例示をいたしまして、自動秤量機等がございまして、第二に、配送車両等物流の合理化に必要な設備の購入について低利融資をいたします。第三に、会計機等経営管理の合理化に必要な資金について低利融資をいたしたいと思っております。第四に、共同事業につきましても必要な設備について中小公庫を通じて融資をいたしたいというふうに考えております。

以上がおもな内容でございます。

○野間委員 わかりました、それについて何か限度額、ワケがあるのかないのか、あるいは利息、利率についてはどうですか。

○森口政府委員 いま申し上げました資金は、利率につきましては大体七・五％の利率を考慮しております。貸し付け限度につきましては一億二千万円の貸し付け限度を考慮しております。なお、全体の資金量につきましては、一応のめどはございしますが、必要とあれば他の費目の資金を流用できるというふうな改正に相なっております。

○野間委員 九条の関係について若干聞きますが、これも同僚議員の質問に対する答弁があつたのですが、この「特別な配慮」について、特に九条から出てくる特別な配慮の新たなものについて何かあればお答え願ひたいと思ひます。

○森口政府委員 中小小売商業振興法案では、第一に、中小企業者の共同によります高度化事業を考慮しておりますが、特に高度化事業の中で、共同店舗の事業につきまして、零細事業者が組合員の五分の四を占めますような共同店舗につきましては、中小企業振興事業団から都道府県を通じて八割無利子の資金を供給をいたすことといたしております。

それから第二に、設備貸与事業、これは五人以下の小規模事業者を主として対象といたしておるものでございまして、従来設備貸与事業におきましては、工業、製造業等を主として設備貸与を行なつてまいりましたわけですが、四十八年

度からは新たに小売業に必要な合理化設備を別途指定いたしまして、零細小売業者の需要があれば設備貸与に際することができるといふ体制にいたしたわけでございます。

それから第三に、小企業経営改善資金等は、当然本趣旨に沿って使用ができるというように私のほうは考えております。

○野間委員 神崎議員の質問に対してもいろいろとお答えいただいているのですが、私も総じてこの振興法案について考えますときに、特にあの規模小売りの百貨店法案の改悪、あれとの対比で考えて、おそらく政府としては、百貨店とかスーパーを許可制から届け出制にする、地方にこれはどんどん出てくる、それに立ち向かうためには、どうしてもこのようないわゆる高度化事業、合理化をして、これに對抗し抵抗しなければならぬ、そういうような発想でつくられたと思うのです。ところが、神崎議員も申し上げたとおり、いままで幾つか近代化資金によってなされたものが失敗している。例の和歌山の堀止百貨店の場合でもそうですが、一億二、三千万円で近代化資金を借りまして、合計六億円で四十六店舗で始めたものが、わずか二、三年の間にたしか二十二店舗ぐらいいなくなったと思うのです。これは数は正確じゃありませんが、結局近代化、高度化ということでやったところがじめな失敗を展開して、外にはうり出される、こういう一つの結果になっておるのです。これは大臣も言われたと思うのですが、組合員同士の不団結というようなことがこの失敗の原因じゃないかという答えがあったというふうに私は聞いておりますが、私はそういうものじゃないと思うのです。あるいはそれがあつたかもしれない。つまり中小零細企業、小売商の中でも特に零細企業の生きていく道というものは、単に入れるもの、大きな箱をつくってスーパーであるいは百貨店に對抗しろ、抵抗しろといったところで、これはやはりクジャクの羽をつけたカラスにすぎない。そういうようなカラスがクジャクのまねをしても対抗できるものじゃないというところが端的に出ていると思うのです。入れものばかり大きくして、だからむしろ零細企業者の生きる道というものは、これは一つの特性として、たとえば近隣サービスですね。百貨店あるいはスーパーの場合には時間の制限もあります。これはもう制限しなければならぬと思います。が、共働きで帰ってくる、近所で何でも自由に買える、あるいはアフターサービスというものを完備しておるとか、あるいはのれん、職人かたぎ、特に重点的にこういうものの振興を考えなければ、またそこをやってたところで、かりに乗っかれるものはやはり中小小売商の上層部の一部じゃなかろうか。乗っかうとしても結局また落とされてしまう。むしろそうでなくて、いま申し上げたように、もっと小売商の特徵あるいは特性に目を付けてこれを育てていく。早い話が、病人がいきなりかたい飯を食った、また下痢をして病気がぶり返す。これと同じだと思うのです。百貨店、スーパーがかたい飯を食っておるからといって、むしろちゃんとした中小小売商にかたい飯を食わす。これは自殺に通ずると思うのです。そういう観点から、しかも上からでなくて、もっと自主的に下からのこういう零細企業者の意見を十分聞いた上で練り上げていく、こういう態度でなければまた失敗すると思うのです。

いま特に零細企業者が非常に困っておるの、先ほど税金の話がありました、税金が重い。それから仕入れが非常に高いわけです。これは大阪商工会議所の調査でも出ておりましたが、たとえば資生堂のあのコールドクリームは中身は十四円ですけれども、これが千二百円で市販されておる。あるいはアリナミンは一粒の原価は二円か三円だと思ふのですが、これが十五円で売られておる。大きいものになりますと、たとえば小型乗用車は原価二十四万円が六十万円で売られておるといふことで、日本の経済の六、七割を握っておる大企業が暴利をむさぼって、そうして高く売っておる。こういうところにやはり問題があると思うのです。あるいは公共料金の値上げもそうで

す。あるいはインフレーション政策もそうだと思うのです。したがって、このようなほんとうの病気の病源にメスを入れて、たとえばスーパー並みにすべての零細企業の商売の皆さんが安く仕入れられる、こういうことになりまして、そういう中小零細企業者の特性からして、もっとも伸びていく道は私は十分あると思うのです。そういう点でやはり根本的にメスを入れなければ、入れものをつくって飾り立てても、高度化事業に乗っかる人は非常に少ないし、また乗ったところで失敗する、あるいは乗っかれない人が大部分じゃないか、こういうふうに思うのです。そういう点からして、この法案そのものが上からのカッコーぎの近代化、合理化であるということ。もっと下からの、ほんとうにどろどろの中で重い税金と高い仕入れ、こういうところでも苦しんでおる実態をもっとも知った上でさらに練り上げてもらわなければ、私はほんとうの振興というものはできないというふうに思うのですが、最後に大臣の所見を伺いたいと思います。

○中曾根国務大臣 御指摘はごもっともな点があると思ひます。確かに箱を大きくしたところで中身が伴わなければ失敗する危険性も多うございまして、いままでの例を見ましても、計画が大きい過ぎるとか、あるいはマーケットを見誤ったとか、あるいは経営自体がずさんであったとか、そういうようなもので失敗した例が多うございまして。これはおのおの中小企業の特性を忘れて、考えが過ぎたというところからきているところであるだろうと思ひます。大ぜいを占めるのはそういう個々の零細企業でございますから、この法案の実施にあたりまして、われわれは単に量的にこれを拡大するとか、いたずらに進歩的とか合理化とか近代化という名前にとらわれることなく、その場所、その商店に合ったきめのこまかい指導をしていくように心がけていきたいと思ひます。

○野間委員 終わります。

○稲村(佐)委員長代理 宮田早苗君。

○宮田委員 だいたい質問がございましたので重複する面があるかもしれませんが、その際は、簡略に御答弁を願ってけっこうでございますので、あらかじめ申し上げておきます。

中小小売商業振興法案に盛り込まれた個々の条文の精神、問題点に触れる前に、この法案全般についてまずお伺いをいたします。

法案の提案理由で御説明がありましたように、この振興法案は産業構造審議会流通部会の答申に沿った政策の一つであります。しかし、答申と申しまして、文字どおり現状に対する答申でございまして、中小小売店のあり方について説明しているものの、小売商全般の進路を示しているものとは思われないのでございます。

〔稲村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕

答申に基づいた法案であるなら、この振興法も当然中間的な立場にすぎないことになるわけでございますが、再び答申が出されたとき、再度小売商に関する法案を提出することになることと思ひますが、この点まずお伺いをしておきます。いわゆる見直しという考え方であります。

○中曾根国務大臣 本法を提出することにしたのは、産需審の答申の線に沿ひまして、時代の変化に沿うように法案を提出したところでございまして、この法案を実施いたしましたところでの後の情勢変化があり、また適当な答申があれば、その答申を採用して見直しするのによぶさかでございます。

○宮田委員 この振興法案は、言うならば、できのよい子供たちだけを教育するというエリート教育のようだと思うわけであります。すなわち、第一条に明文化しておりますように、「商店街の整備、店舗の共同化等の事業の実施を円滑にし」といふのが目的になっております。中小企業全体の施策というよりも、高度化事業を推進するのがねらいというふうに理解してよろしいものかどうかというのを聞いてみたいと思います。

○中曾根国務大臣 一見して読みますとそういう山脈みたいなところが目につくと思ひますが、三つの

指針、あるいは五條の金融その他の制度、あるいは七條、八條における調査、あるいは研修制度、それから第九條における中小小売商業に対する特別の措置等は、いずれも大きな山でない一般の零細企業を頭に置いてできている条文でございまして、両々相まってこの法案を充実さしていきたいと考えておるところでございします。

○宮田委員 また、さきに私が申しましたように、これが産産審の答申に基づくものであるわけですが、高度化事業というものは現在の法体系で十分やれるんじゃないかと思うわけでありまして、融資の比率や金利を中小企業経営者に有利になるよう改定しさえすればいいというわけではないと思うのでございしますけれども、この点について御意見をお聞かせ願いたい。

○駐政府委員 高度化事業に對します事業団の融資等は従来から一部行なわれておることは御案内のとおりでございします。ただ、今回この法律では、いま大臣が申し上げましたように、独立の小売商に對する近代化の推進助成ということが一本の大きな柱と同時に、高度化事業も小売對策として推進しようということにしております。その両方につきまして、従来ございまして第三條の「振興指針」、政府として初めて、小売商業者というものはこういう方向にぜひ向かってほしいという一般的な誘導指針というものを法に基づいて定めて、それを公に出していき、それに基づいて個々の事業者の方にも努力していただく、政府としてもその方向での企業の自主的な努力に對して最大限の助成を惜しむものでない、かように政策を明確にしたわけにございまして、振興指針というものの、私もこれから審議会におかりしてつくるわけにございしますが、時代の変化に應じて、その内容というものは時代の要請に最も応ずるよう、また、小売業者の振興にはんとうに役立つように今後とも引き続き振興上げられていくべきものであると思ひます。法律に基づいてそういうものをほつきり出してやっていくという点におきまして、同じ事業団から融資を高度化

事業に行なうにつぎましても、これは基本的に政策として大きく国が取り上げて、前向きに行なうという点でやはり従来とは大きく異なると思ひます。個々の融資条件でございしますとか、期間についても、この際、手直しはいたしました。今後とも引き続き努力をいたしますが、決して個々の条件の改善だけ考えておるのではないというところをぜひ御了承願いたいと思ひます。

○宮田委員 たいまお聞きしました高度化事業、言うならば、あつてをぶら下げて目ざめない小売商は知らぬぞという、生業的小売商の切り捨てにつながるのじゃないかという危惧もあるわけでありまして、第九條の精神を十分吟味いたしなすところというところも指摘できるように思ひます。ございまして、小規模事業者に對する配慮とはいふものの、内容はどうも抽象的過ぎると思ひます。ございします。商店街あるいは住宅街に散在する生業的な店は、従業員四人以下の小規模零細店とした場合、小売部門の実に九割を占めてゐるわけにございしますが、この膨大な商店に今後どんな方向づけをしようというわけですか、それをひとつお聞かせ願ひたい。特に特別な配慮ということが入っておりますわけにございしますが、この中身を特に御説明していただきたいと思ひます。

○駐政府委員 施策の重点といふものは当面金融財政上の措置であると存じますが、先ほど来御答弁申し上げておりますように、こういう零細な層に對しましては、寄合の百貨店をつくるという場合におきましては八割無利子の新しい融資制度を今回新設したという点も、九條の精神を体しての措置でございします。また、従来工業だけに片寄つておりました設備の貸与等も、今回商業、特に五人以下の従業員の層に對して適用するといふふうな踏み切つたわけにございします。また、経営改善資金制度の創設の場合にも、数から申しましても圧倒的に多い零細商業者というものを十分念頭に置いて考えたわけにございします。さらに、第九條で私この際先生に特に申し上げなければならぬと思ひます点は、その前に第八條

という規定がございしますが、零細層に對しましては国の確かな情報を与え、指導助言を個々の事業者に即してきめこまかく行なつてあげるといふことがございします。これは経営の一般指導もございしますし、金融の相談もございしますし、さらに記帳指導のようなことも全部あるわけにございします。が、従来からそういう会議所、商工会等を通ずる指導もございしますけれども、今後はとくから従来手薄になりがちでございしました中小零細小売商、零細小売商を對象にしたそういう経営改善指導といふもの、これは正直言つて従来手薄でございしました。こういうものをやはりこの際九條に基づいて特別な配慮として強化していく、こういうことも含めて考えておるわけにございします。

○宮田委員 いまおつしやいましたように、四人以下の中小零細企業、こういう関係についてはよくわかつていないところが大半と思ひますので、いま答弁なきましたような指導についても、特に充実した指導をしていただきたいということを要望として申し上げておきます。

次に、高度化事業計画の認定を規定しております第四條についてお伺ひしますが、振興法案は商店街の整備、それから店舗共同化、連鎖化事業、この三つを柱にしておるわけにございします。その中でも商店街の整備をどう認定をするのか、問題が多く出しておるのではないかと、こう思ひます。ございしますが、この点についてわかたればお知らせ願ひたいと思ひます。

○森口政府委員 御質問は、商店街の高度化計画の認定の条件の問題だらうと存じますので、そういう趣旨でお答え申し上げます。商店街は約一万五千あるわけにございしますが、一万二千は実は人格がございしません。やはり助成をいたすといふと、協同組合等の何らかの人格を持った協同組合でなければいけないというものが基本条件かと存じます。

それから次に、やはりある程度の商店が集まつておられますと、客に来ていただくというのが主眼でございしますから効果がございしませんので、商

店街といひましてもやはり五店や十店程度の商店の計画というのではなかなか認められませんが、私も最低三十店以上が参加をするといふものを商店街の整備計画の對象にいたしたいといふように考えております。

それからあと、商店街の整備計画は大きくいまして商店街の改造計画と共同施設の設定計画と二つに分かれるのではないかと存じます。

改造計画の場合はやはり一部改造いたしましてもだめなで、やはり五分の四以上が改造されるということに条件にいたしたい。なお、その五分の四を改造するわけではなしに、ある程度の店が商店街全体の美観をよくしますために改造する、これも一店や二店じゃ問題にならないのですが、この辺はまだ詰めておらないのですが、たとえば十店以上を改造するといふ場合にはこれは高度化資金では見られないわけにございしますが、先ほど申し上げました中小企業金融公庫等の資金を通じて改造資金を見たいといふように考えております。

それから商店街の整備計画の第二は、共同施設の設定でございします。これはたとえば、街路灯をつくるか、あるいは駐車場をつくるか、アーケードをつくるかといふような計画が中心になるかと思ひます。こういうような計画に對しましては、街路灯、アーケード等は同時にそこに來られますお客さまのために、お客さまのためになるわけにございしますが、お客さまのためになるし、町の美観の向上にも役立つ、いわば公共的な性格を持つておるといふ性質のものでございします。で、本件については大体八割無利子の制度を適用したいといふように考えておるわけにございします。

なお、商店街の共同施設でそういう要件を満たさないものには對しましては、従来どおり振興事業団の一般高度化融資、あるいはそれも要件を満たさないといふことでございしますれば中小企業金融公庫の融資等を通じて援助をいたしてまいりたいといふように考えております。

○富田委員 いまおっしゃいましたように、一万五千件をこえるということなんですが、この法案の裏づけとして、中小企業振興事業団からの融資がすでに予算化されておるわけですが、現在までの実績といえますと、一万五千件のうちのほんのわずかしかなかった恩恵をこうわっている。三十八年度から店舗共同化融資を受けたのは二百四十四件というふうにいわれておるわけですが、これを見てもわかりますように、まず事業団の長期融資計画、いまあるいろいろなことをおっしゃいましたけれども、この長期的な融資計画というものがございいますならばお聞かせを願いたいと思います。

○森口政府委員 振興事業団で高度化事業の援助をいたしておりますが、これはあくまでも中小企業者の自主的な共同事業に対して援助をするということであって、国のほうで計画を立てて、中小企業者にはこのぐらいの量、たとえば商店街の近代化をしなければいかぬとか、あるいは共同店舗をつくらなければいかぬとか、そういうたてまえにはなっておらないわけでございます。したがって、御質問の融資計画云々ということになりますと、これはもともと中小企業者自身の共同の意識を前提にいたすわけでございまして、毎年度中小企業者がどの程度の共同化計画を持っておるかということをお調べしまして、これに必要な予算額を毎年計上するということをこなしておるわけでございます。従来も、当初のころは非常に要望に応じられなかったわけでございまして、最近では追いついてまいりまして、必要、要当な計画でありますれば、大体事業団のほうで応ぜられるという体制に相なっておりますので、本法案の高度化計画の実施にも支障はないという体制は整っておりますように存じます。

○宮田委員 貸し出し条件は現行より相当緩和されておるといふことは認められますけれども、融資は相当選別されることにはならないか。もちろん内容が、いままでの答弁の中でおっしゃい

ましたように、なかなかむずかしい、また複雑な内容を持つておるので問題とは思いますが、かりに希望する大半の商店街に融資されるときも、今度は過剰融資ということになりまして、隣接商店街の間の過当競争を生みやしないか、設備近代化が逆に裏目に出て、みずから墓穴を掘ることになりはしないか、そういう点についてお考えがございましたらお聞かせ願いたい。

○森口政府委員 中小小売商業振興法の制定に伴いまして、商業関係についていろいろな新しい高度化の資金あるいは中小企業金融公庫、国民金融公庫の融資制度を創設したわけであります。従来は、従来は体系は実質はそのまま残しておるわけですが、いままで、一定の条件に合致するものはより有利な制度が受けられるという点で、従来恩恵を受けておった者が、そのために不利になるといふようなことはないと存じます。

なお、もちろん中小小売商業全般といたしましては、こういうふうな特別の利率によります融資制度のほかに、中小企業金融公庫、国民金融公庫等の一般融資の制度がございまして、これは近時小売商業関係が各機関ともふえつつありますし、十分見れるのではないかと考えております。

それから第二の高度化計画を実施する場合、商店街の整備を行ないます場合、あるいは共同店舗をつくります場合、当然近所に類似の商店街あるいは類似の大型店舗があることは考慮に入れなければならない事項でございまして、おっしゃるうちに、これを乱設いたしますとかえって過当競争におちいるという弊害が生じますことは御指摘のとおりかと存じます。当然高度化資金等を融資いたします場合には、従来から私のほうで一件ごと

点については診断指導ということを強化してまいりたいというふうに考えます。

○宮田委員 同一地区に背中合わせになっているような商店街がございまして、その場合の近代化をどう調整するかということと、さらに大型ショッピングセンターなどが出てまいりますと、その調整というふうな基本的な政策がございまして、その調

いかに無利子の融資あるいはまた税制で優遇するといふことも制度そのものの効果が出てくるかどうか疑問になるのではないかと。こういう点についてお考えがございましたら聞かしていただきたい。

○森口政府委員 確かにございまして、商店街が並んでおるといふ場合には、その顧客層は相互に重複する面があるわけでございまして、こういうようなわけで、私のほうは一つの都市を対象にいたしまして商業の近代化計画というふうなマスタープランをつくりまして、そのマスタープランに従ってやはり商店街の整備を行なうべきだとい

うように考えておりますし、それからそういう大きな都市全体ということではなかなか現実問題として合致いたしませんので、やはり全体の診断制度の中に広域商業診断制度というものがございまして、これはやはりある一つの地域をつかまえて、その地域の購買力が一体どうなっているか、商店街の実情はどうなっているか、だからこの地域ではどういふふうな方向で個々の商店ないし商店街は合理化すべきであらうかということ

多様化を持たせるといふか、業種レイアウトの整備、こういうことが一番重要じゃないかと思えます。また、これに引き続いて大切なのは駐車場の設置とか歩道の拡幅、いわば商店街の基盤整備事業というものが完全でなければならぬ。大型ショッピングセンターが出てまいりますと、この自衛策にたいへん苦慮するわけでありますから、それに対する振興をはかるためにも、どうしてもいま申し上げましたような整備ということが必要になるわけでありまして、この種の関係について効果をあげた商店街のケースがよく紹介されておるわけでありまして、この駐車場の施設などは認定、融資の対象というところになるものかどうかというところをお聞かせ願います。

○森口政府委員 先ほど申し上げましたように、当然商店街整備の対象の中には駐車場の設置が入るわけでございまして。ただ先ほど細部にわたりますので御説明をいたしませんでしたが、駐車場は顧客の便宜のために設置をいたすわけでございまして、顧客が主として利用するような駐車場については当然八割無利子の融資をするということと

ございまして。○宮田委員 最後になります。第三条で通産大臣は振興指針を定めなければならないということになっておりますが、この指針の項目に労働力対策に関する事項が入っていない。先日他の先生から福祉面ということで同様な主張がありました。これはぜひこの中に入れてほしいということを要望しておきます。なぜなら中小商店街が経営上の問題点としてあげておりますは、労働力が集まらない、また確保できないということが非常に大きな問題になっております。大臣もすでに目を過ぎたと思えますが、四十七年度の中小企業白書でも、人手不足の深刻化は大型スーパー進出の猛威によりまして大きなウェイトを占めておるわけ

○森口政府委員　商店街の整備には三十店舗ということを先ほど御答弁申し上げたわけでございますが、現実の商店街の場合について見ますと、やはりいろいろな商店街があるかと存じます。三十店一店でも欠けたらだめだということでは困るじゃないかという考えもあるかと存じます。確かにおっしゃるような面もありますので、各省各方面と検討いたしまして、認定基準をつくりま

○中村(重)委員　ぼくはそれだけの弾力的な考へ方があってしかるべしと思う。

ものでは予算の関係もあって困るだろうし、あまり小さいものであっても困るわけだから、どの程

○中村(重)委員　それはわかるんだよ。それは土
かるんだけど、駐車場を設置する場所はどこ

でなければいけないのかということを明らかにしておいてもらわねと困る。

○森口政府委員 失礼いたしました。追加いたします。

場所、もちろん商店街に来るお客の便宜になれば離れておることもけっこうかと存じます。

○中村(重)委員 そうすると、商店街整備計画の認定を受ける必要はないのですか。

○森口政府委員 駐車場の整備は、商店街整備事業の一環として行なうわけでございますから、商店街の計画の認定を受けるということは必要でございます。

○中村(重)委員 共同店舗は商店街整備計画の認定を受ける必要がないのに、同じ八割無利子の事業の駐車場だけがなぜに商店街整備計画の認定を受けなければならないのですか。共同店舗は、大臣もお聞きになっておられたんだ。くどいように繰り返してやって、商店街整備計画の認定は必要ありませんとあなたは答えている。共同店舗が必要がないのに駐車場がなぜに認定を受けなければならないのですか。

○森口政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、商店街整備事業の一環として駐車場をつくるわけでございますから、駐車場の設置の助成を受ける、特にそれが八割の無利子の助成を受けるためには、商店街整備計画の認定は必要かと存じます。

それから共同店舗につきましては、当然共同店舗としての計画の認定を受ける必要はあるわけでございます。商店街としての計画は、その場合には受ける必要はないということを通商御答弁申し上げたわけでございます。

○中村(重)委員 共同店舗の計画としての——これは共同店舗というのとは共同施設とは違うのでしょね。共同店舗の場合も、これはそこへお客さんが集まってくるわけだから、したがって、駐車場というものはやはり必要になってくるわけだね。これは関連して言っているのじゃない。やはりこれは商店街整備計画の一環ということにこの

共同店舗の場合もなるじゃありませんか。何も町の中央だけに駐車場が必要だというのじゃなくて、いま駐車禁止というのはいま町全部なんだから、場末と言っても私はずっといなかのことを言っているわけじゃない。ずっと商店街があるわけだ。そこも駐車禁止なんだ。だから駐車場の整備の必要がある。共同店舗に付随してくる。やはり商店街の一環という形になるだろうと私は思う。共同店舗は商店街整備計画の一環ではあるけれども、商店街整備計画の認定を受ける必要はありません、しかし駐車場は受けなければならいませんとするのは、どうも理解できないんだね。ちょっと混乱しているんじゃないかな。

○森口政府委員 私の答弁が若干まずいので混乱をいたしておりますので、初めから御説明申し上げます。

高度化事業計画には、御存じのとおり三つの種類がございます。商店街整備計画と、それから共同店舗の計画と、それから連鎖化の高度化計画と三つあるわけでございます。共同店舗の場合には、たまため商店街の認定を受ける必要はないということ、これは、この間来御答弁申し上げておるところであります。また、商店街が駐車場のつくります場合に、この駐車場の公共的色彩があるということ、八割無利子の制度を適用されるわけでございます。この駐車場の、顧客の便宜に支障がない限り当然当該商店街の中にある必要はないかと存じます。一方、共同店舗の場合は、当然駐車場の必要があるわけですが、これは、申し上げたように、共同店舗をつくり出す場合に、その共同店舗の大部分が零細小売業者であるという場合は当然八割無利子が適用されるわけでございますが、同時に共同店舗の中に駐車場をつくるという場合は、当然その限りに八割無利子の対象の中に入るかというように考えております。

○中村(重)委員 いま特定案件の八割無利子の問題だけを質問しているわけだから、共同店舗というものは八割無利子であるということ——私はこの前、商店街の、町のまん中に市場みたいなもの

はつくれぬから少し離れなければいけないということ、それに対してあなたは、明確に八割無利子として特定案件として扱いますということであつたわけだ。駐車場も同じことなんだ。だから、共同店舗が受ける必要がないのだったら、駐車場だってこの商店街の整備計画の認定を受ける必要はないのじゃないか。それを共同店舗はよろしいですよ、駐車場はだめなんですよというのがどうも理解できない。そこは話合つてよろしいから、質問にばつと答えぬでもよろしいから、そこを話し合つて見解を統一せぬとだめなんだよ。

○生田政府委員 かかりまして御説明申し上げます。

計画の認定につきましては、商店街の整備計画とそれから共同店舗の計画がございしますが、先生御指摘の共同店舗の場合は、共同店舗の計画として認定を受けるので、それをダブリまして商店街整備計画の認定は要らないという考え方でございします。

駐車場につきましては、商店街整備計画の一環として考えるわけでございますので、商店街整備計画として認定いたしましたものと認定することができなくなつてしまふので、商店街整備計画として認定することとございまして、つまり二重の認定を避ける、商店街整備計画として認定するか、店舗共同化計画として認定するか、いずれかで認定するという考え方でございします。

○中村(重)委員 わかつてきたが、半分わからないんだ。さっきの森口次長の答弁で、共同店舗の中にということばを使つたけれども、私は必ずしも中じやなくてその付近ということでもいいのだからと思うけれども、駐車場をつくらなければならない、それは八割無利子でございますと言つた。ここには共同店舗の整備計画の認定を受けて共同店舗をつくるのだ、今度はこれは公共性のある駐車場をつくる、これは商店街整備計画の認定を受けなければならない、こつちは共同店舗の整備計画でけつこうでございます、同じ並んでいるところでその必要があるのか、共同店舗の

整備計画というのか、その計画を受けたところのそばにつくる駐車場は、これは共同店舗の計画でけつこうでございます、こういうことになるのか、不明確なんだから、明確にしておいてもらわないと困ります。

○生田政府委員 お答え申し上げます。

共同店舗に付随しております、共同店舗に買ひものに参りますお客のために主として使われまふ駐車場は、共同店舗すなわち店舗共同化計画の一部として認定されるわけでございます。それから商店街につきましてもそれと同様でございます、場所ばかりに離れておりまして、商店街に買ひものに参ります顧客が主として使用する駐車場は商店街整備計画として認定されるということでございます。

○中村(重)委員 それを明確にしておいてもらわないと、同じ八割無利子の駐車場であっても、店舗共同化計画の一環としてつくろものは商店街整備計画の認定を受ける必要はありません、これは共同店舗のほうの認定でけつこうでございます、それから商店街整備計画の認定を受けてやらなければならぬ事業のそばにつくる駐車場は、商店街整備計画の一環としてその認定を受けなければならない、同じ八割無利子で二つ種類がある、そういうことに理解をいたします。

それからその駐車場は、工業組合として組織をつくりますが、その場合は何名でよろしいのですか。

○森口政府委員 商店街に付属いたします駐車場は商店街整備計画の一環として、共同店舗に付属いたします駐車場は共同店舗施設の一環としてつくるわけでございますから、おのの商店街整備計画の要件、共同店舗の要件を満たさなければならぬというように考えております。したがって、商店街の場合は組合が所有をするということ、組合自体は先ほど御説明申し上げましたように三十人の構成員が要するというように考えております。それから共同店舗の場合には、八割無利子の適用を受ける場合には十人の構成員が必要で

あるというように考えております。

○中村(重)委員 十人以上集まって工業組合を組織してそういう事業をやる場合は八割無利子、こういうことになりません。いままで共同店舗は高度化資金を使つてまいりましたが、二・七％の金利でありました。今回は同じようなものをつくるのに八割無利子になったのは、どういう理由でそういうふうに変更されたのか。従来との関係ですね。

○森口政府委員 今回、共同店舗の中で八割無利子の制度を適用することとしたのは、小規模事業者が五分の四以上構成員の中におるというような共同店舗についてのみ八割無利子を適用することとしたわけでございます。したがって従来どおりの共同店舗の助成条件で行なうということでございます。

○中村(重)委員 まあ五分の四というのか全部というのか、従来とも大企業が共同店舗の中に入つて市場等をつくるというのではなかったのです。しかし、それはよろしいです。それは二・七％より八割無利子のほうがいいわけだから、前進した施策だからよろしい。

そうすると、従来の二・七％のものもあり得るということになる。それは極端に言えば、大企業が半分入つておつても、二・七％の中小企業のための高度化資金を使つてもよろしいということになる、あなたのお答えからは、それでよろしいのです。

○森口政府委員 従来やつておりました共同店舗の助成基準といたしましては、その中に中小企業者以外のもは五分の一以内という制限がついておりましたので、今回以降も一般の店舗共同化につきましては、そういう条件で考えていきたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 今回の八割無利子は小売店舗が五分の四なければならぬという条件にいたしましたと言いますが、従来の五分の一が条件でございましたから、従来のとおりいたします、同じことじゃございませんか、五分の四の残りは五分の一

だから、同じようなことをあなたは表現を変えただけの話で、八割無利子にしたのは今度は五分の四でございます、そういう条件をつけたのです。では、従来二・七％で共同店舗をつくらしておつたのは、極端に言えば大企業が半分入つておつてもよろしいということになりますか、それではないのですか、こう言つたところが、従来は五分の一以上、中小企業以外のもが入つておつてはいけないうようなことでございました。じゃ同じことだということですか。表現を変えただけだ。それでは、なぜに今度は従来の二・七％が八割無利子という形に変わったのかという答えにはならない。

○森口政府委員 従来やつておりました共同店舗につきましては、まず五店以上あるということ、それから、その構成員が、五分の一の部分をのけてまして中小企業者であることという条件でございます。今回、八割無利子を適用いたしますものは、単に中小企業者であるというだけではだめでございまして、全体が十店以上ありまして、しかもその中に入つてくるものの五分の四以上が従業員五人未満の小規模事業者である場合に限り八割無利子の制度を適用するということにいたしておるわけでございます。

○中村(重)委員 それは製造業が五人以下、小売商業というものは二人以下ということになるのじゃありませんか。五人というのは製造業でしょう。

○森口政府委員 小規模事業者は、基本法の定義によりまして、製造業については二十人以下、商業者については五人以下というように定義をされております。

○中村(重)委員 そうすると、工場アパートであるならばそれは製造業というものもあるであらうけれども、これは小売商業振興法案などで、製造業じゃないわけだ。そうすると、なぜにいま五分の四なんという、製造業という条件をここで持ち出さなければいけないのですか。

○森口政府委員 新しく八割無利子の制度を適用いたします共同店舗につきましては、構成員の五分の四以上が小規模小売業者でなければならぬという条件でございます。小規模小売業者は、先ほど御答弁申し上げましたように、基本法の二十三条によりまして「商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人以下」というように定義をされておりますので、そういう趣旨の御答弁を申し上げたわけでございます。

○中村(重)委員 それでよろしいです。五人以下というように理解をいたします。

そこで、この共同店舗の整備計画というものが別にあつて、それからまた商店街整備計画というものがあつたわけけれども、共同店舗というのと商店街整備計画の認定を受けるというのと、内容的に、商店街整備計画の認定のほうはどういう内容が残るのですか。たとえば特定案件の八割無利子以下というのは、共同公舎施設、それから工場アパート、共同店舗、アーケード、公共的駐車場、街路灯、こういうことになるんだからね。そうすると、この中で共同店舗以外の、商店街整備計画の認定を受けるためのメリットは、どういふものがメリットとして残るのですか。

○生田政府委員 お答え申し上げます。

商店街整備計画の認定を受けた場合には、一つは、かねがね先生御指摘のとおり事業団の八割無利子の金が、一定の要件を備へましたものにつきましては融資されるというのが一つでございます。それから、そのほかに中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫からの融資でございますけれども、その認定を受けたものについては、高度化資金というものを設けるようにいたしたいと検討中でございます。認定を受けた計画につきましては、その両公庫からの融資につきまして、従来の七・五％の金利を七％に引き下げて、低金利の金が融資されるというメリットがございます。

○中村(重)委員 もう一つ、都市計画との符合と

いう問題が残っているのでしょうか。これがなかなかわかりにくいのだ。商店街整備計画の認定を受けると、都市計画との符合でもって、道路をつくる場合何か特典があるんじゃないやありませんか。だから都市計画との符合というものがあつてしよ

○生田政府委員 道路をつくりましますときに、特に特典は考えておりません。この都市計画との符合につきましては、あらためて申し上げるまでもございませぬけれども、商業はかなり地域的な性格が強いので、都市計画と十分に符合性を持った商店街の整備計画をつくりまさんと、全体とのバランスにおいて問題が起こるおそれなしというわけでございますので、そういう観点から都市計画との符合性というものを取り上げたわけでございます。

○中村(重)委員 あなたのほうからメモとして出ている資料の中に、この条件がさつと出てきているのです。都市計画との符合という問題がそのメモの五番目に入つておるわけですね。そうすると、こういう計画をやるのに都市計画との符合をしなければいけませんよというように条件として出てくるはずがないのだ。せっかく商店街整備計画というものをやるわけだから、その町がきれいになるわけだから、やはりそれについては道路というものも不可欠な条件なんだ。したがって、その都市計画に基づく道路整備については、それは特にその商店街整備計画の一環といたしましてこういう特別の措置を講じますよ、こういうことになっていくんじゃないですか。そこで符合という問題が出てくるんじゃないやありませんか。

○生田政府委員 先生の御趣旨のとおりだと思ひますが、特に都市計画との符合性を強調いたしたのには、都市計画を無視いたしましてかりに一つの商店街を整備計画を進めようなどということがあつた、あとになりまして、都市計画のために商店街が非常にこま切れになつてしまつたとか、あるいは環境が非常に悪化するとか、むしろ商店街そのものよりも、その環境につきまして非常に問題

があるということでは非常にまずい点がございすので、都市計画との適合性を十分に考えた上で、商店街整備計画について認定を行なうという考え方でございす。

○中村(重)委員 それはよろしいです。当然のことだと思ふのです。しかし、資料をお出しになる場合は、やはり八割無利子に關連をしての資料ですから、そこあたりはまぎらわしくないように資料をお出しにならぬといかぬ。

そこで、大臣、お聞きのとおりでございまして、八割無利子ということ、それから二・七％の問題にいたしましたも、共同店舗としてはこれは広く活用されなければいけないのだけれどもこの前進したものがあまり普及してないですね。たとえば、共同店舗をつくるときにあまりうるさく条件をつけるものだから、二・七％のこんないい条件でもって共同店舗、市場等をつくらないで、環境衛生金融公庫の七％から八％、いま最高七・七％になっているのですけれども、そういったような金を借りて、そしてわざわざ柱をずっと建て、そして面積をそのために使ってしまう、それで店舗は小さくなる、そういうたようなむだなことをやっている事例が非常に多いのですよ。普及してない。そういうことがありますから、今後は十分こうしたことを普及徹底していく必要があるであらうと思ひます。同時に、普及徹底すればするほど、資金が必要になってまいりますね。ところが、先般私が質問の際にお答えがございましたように、この店舗の共同化の問題については、わずか二十五億というのでは幾らこの共同店舗ができるであらうか。これはほんとうにわずかですね。一カ所五億ということになってくると五カ所しかない、三億だと、これはもう答えは明らかですけれども、これでは中小小売商業振興法案という、この中小小売商業者の期待には——法律をつくったことは非常にいいことなんだけれども、どうも中身が何にもないということになります。肝心の二十五億程度のものではどうにもならない。この点に対してどのようにお考えになっていらっ

しやるのかということ、商店街整備計画の予算というものは、融資規模というのがどの程度に総額はなっているのか。数字は事務局からでけっこうでございすけれども、将来展望を含めて大臣からお答えをいただきたい。

○中曾根国務大臣 商店街の整備計画あるいは共同店舗、いま御議論を承っておりまして、非常にややこしいように思ひます。これを受ける側の人たちから見れば、非常に手続がややこしいように、まず先入観を持つおそれがあると思ひました。

そこで、できるだけこの手続や内容を解明し、周知徹底いたしまして、皆さんに親しみやすいように、この利用を促進するように、いろいろ努力してみたいと思ひますし、また、運用にあたりましては、手続その他について、できるだけ簡略なやり方でやれるように、実行上いろいろ注意していきたいと思ひます。

それから、いまの資金量等につきましては、これは初年度でありますのでまことに不十分でございすが、法律が通りました上は、来年度にかけてできるだけこれを大幅にふやすように努力いたしたいと思ひます。

○浦野委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○浦野委員長 本案に対し、稲村佐近四郎君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる修正案が提出されております。

中小小売商業振興法案に対する修正案

中小小売商業振興法案の一部を次のように修正する。

第三条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 中小小売商業の従事者の福利厚生に関する

事項

第十二条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、特定連鎖化事業を行なう者がその勧告に従っていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

○浦野委員長 この際、修正案について、提出者より趣旨の説明を求めます。佐野進君。

○佐野(進)委員 ただいま提案されました修正案につきまして、私から提案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付されているとおりでございますが、修正点の第一は、振興指針に定める事項として、「中小小売商業の従事者の福利厚生に関する事項」を加えることとあります。

申すまでもなく、中小小売商業者は、いかにして従業員を確保するかということが当面する重大な問題となっておりますが、これを解決して、中小小売商業を魅力あり、働きがいのある職場とするためには、振興指針に定める事項として、中小小売商業の福利厚生に関する事項を明示することが必要であります。

修正点の第二は、主務大臣は、特定連鎖化事業を行なう者が勧告に従っていないと認めるときは、その旨を公表することができることとする点であります。

本法におきましては、特定連鎖化事業を行なう者が、加盟しようとする者と契約を締結しようとするときは、あらかじめ、その者に対し、重要事項を記載した書面を交付し、説明をしなければならぬことになっており、これに従っていないと認めるときは、主務大臣が従うべきことを勧告することとなっており、本部事業者がその勧告に従わない場合も考えられますので、主務大臣が勧告に従っていないと認めるときは、その旨を公表することができる措置を規定することが必要と考えます。

以上が修正案の提案の趣旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で修正案の趣旨説明は終わりました。

○浦野委員長 これより討論に入るのであります。が、本案並びに修正案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。まず、稲村佐近四郎君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立総員。よって、本案は稲村佐近四郎君外三名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○浦野委員長 次に、本法律案に対し、稲村佐近四郎君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。稲村佐近四郎君。

○稲村(佐)委員 ただいま提案されました附帯決議につきまして、提出者を代表して、私から提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

中小小売商業振興法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、中小小売商業の

国民経済における重要な役割にかんがみ、中小小売商業対策の一層の拡充強化に努めるとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 商店街整備計画、店舗共同化計画又は連鎖化事業計画の認定基準の設定にあつては、中小小売商業者が広くこれらの計画に参加しうるよう配慮するとともに、計画の認定においても弾力的な運用に努めること。

二 認定計画に基づく商店街整備等の事業その他中小小売商業者の経営近代化事業の円滑な実施を図るため、中小企業振興事業団及び政府関係中小企業金融機関の融資規模の大幅拡大、融資条件の緩和に努めるとともに、特に小規模小売商業者については、経営の指導及び診断、情報の提供等の施策を一層拡充すること。

三 特定連鎖化事業の適正な運営と加盟者の利益を保護するため、本部事業者に対して約款内容の指導等を行なうとともに、特定連鎖化事業における特定の不正な取引方法の指定について検討すること。

以上であります。

各項目の内容につきましては、審査の過程において、委員各位には十分御理解いただいたことと思ひますので、この際、省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。中曽根通商産業大臣。

○中曽根国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議の御趣旨を尊重いたしまして万遺憾なきを期します。どうもありがとうございます。

○浦野委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○浦野委員長 次回は、明後十五日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

商工委員会議録第二十七号中正誤

ページ 段 行 誤

七一五 ね 尋ね

二一五 大 防府

四一七 零 細は

正

お 尋ね

大 阪府

零 細な

昭和四十八年六月二十一日印刷

昭和四十八年六月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局